平成20年度区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査措置結果通知

指摘事項

措置結果通知(平成21年1月受領)

「行政財産の適正な管理をするべきもの」 三園一丁目集会所北側の敷地の一部 2.7 ㎡ (0.6 m×4.5 m) に隣家の建築用資材が 置かれていた。

区民の財産である行政財産の一部が不法に 占有されているのは、甚だ問題である。

現在、相手方に撤去するよう交渉しているところであるが、集会所敷地の不法占有状態を速やかに是正し、法的措置を含め行政財産の適正な管理をされたい。

集会所敷地の一部は、境界にフェンスなどなく、境界石のみで仕切られているため不法 占有状態となっていた。

以前より隣家と不法占有状態是正のための 交渉を行っていたが、監査指摘以降、8月7 日に区民文化部長、地域振興課長、成増地域 センター所長、地域振興課庶務係副係長が、 現況を再確認し隣家と交渉を行い、8月21 日再度、成増地域センター所長と地域振興課 庶務係副係長が現地に赴き隣家と交渉を行った。

隣家も不法占有状態であることを認識しており、遅くとも11月に予定されている当集会所の改修工事前までには、建築用資材を撤去することを承諾し、10月14日に成増地域センター所長と地域振興課庶務係副係長が撤去の完了を確認した。

その後、集会所の改修工事を行い、12月 12日に成増地域センター所長、地域振興課 庶務係副係長が隣家の立会いのもと、境界を 確認し、フェンスの設置工事を行った。

更に12月22日に区民文化部長、地域振興課長が現地を確認し、12月24日成増地域センター所長および職員が確認を行った。

今後は、不法占有状態にならないように管理を徹底していく。